

推薦にあたっての留意点

条文に記載されていない事項は次のとおりとしますので、御高覧いただいたうえで推薦をお願いします。

推薦にあたっては、活動の実績を明瞭に記述するとともに、内容を確認できる書類を添付してください。

1 要綱第3条の各号に対応する対象者と活動は、次のとおりとする。

(1) 県民表彰

個人を対象として次に挙げる活動を10年以上行っていること。

- ① 推進リーダー（旧いきいきアドバイザー）や、市町村の推進委員やプラン策定委員等として、長年、男女共同参画推進に積極的に活動している
- ② 長年、単独若しくは複数の市町村または県全体を活動範囲とする関係団体の役員として、男女共同参画推進に積極的に取り組んでいる。

◆ 県民表彰に推薦する際の注意と補足

i 上記①、②の活動に関わる期間について

①もしくは②の活動のいずれかを10年以上行っていることが必要です。①、②の両方の活動がある場合は、いずれかの活動が10年以上となることわかるように記載してください。

ii 上記①、②に関わる推薦者について

①の活動については、原則、市町村長からの推薦、②の活動については、原則、対象となる個人が所属する団体の代表者からの推薦とします。

(2) 事業者表彰

事業者を対象とする。事業者とは営利、非営利を問わず、事業を行う個人又は法人、団体等（法人格を有しないものも含む）であって、人を雇用するものとし、住所は県外にあっても、県内で人を雇用して事業を行っている者は含まれ、事業を行っていても、人を雇用していなければ含まれない。

また、次のいずれかの取り組みを行っていること。

① 女性の採用・登用や職域拡大のための積極的な取組

例えば、女性管理職等数が増加している、又は、女性の管理職への登用について実績がある、管理職に占める女性の割合について数値目標を掲げ積極的に取り組んでいる、過去3年間で女性を配置した部署が増加している、雇用する労働者が100人以下の事業者の場合は、「一般事業主行動計画」を策定（従業員101人以上の企業等は義務：女性活躍推進法第8条）したうえで女性の採用・登用や職域拡大のために積極的に取り組んでいる、など。

② 女性活躍のための取組

女性によるプロジェクトチーム等を設置、または女性社員間のネットワークづくりのための取組をしている、女性のキャリアアップ研修等を実施、または外部研修等へ参加している、女性のキャリアアップの資格取得のための補助を行っている、など。

③ 男女がともに働きやすい職場環境づくりに向けた積極的な取組

「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」を上回る処遇を行うなどの制度を持ち、その制度が活用されている、事業所内託児所施設を設置している、職場復帰後の研修制度が整備されている、雇用する労働者が100人以下の事業所の場合は、「一般事業主行動計画」を策定（従業員101人以上の企業等は義務：次世代法第12条）したうえで、職業生活と家庭生活等の両立を支援するための積極的な取組を行っている、労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法の法改正（パワーハラスメント防止対策の法制化、セクシュアルハラスメント等の防止対策の強化）の施行（※大企業：令和2年6月、中小企業：令和4年4月施行）及び各種ハラスメント防止の指針を踏まえ、積極的な対策を講じている（例 相談窓口の設置、防止マニュアルの作成、研修の実施等）など。

④ 他の模範となる男女共同参画の推進に資する独自の・先駆的な取組

男女共同参画の推進に資する独自の制度を持ち、又は取組を行い、顕著な成果をあげていること、国や県の企業の各種認定制度の認定等を受けていること（例 国のくるみん、えるぼし、県の山梨えるみん等）など。

⑤ 家族経営においては、家族従業員の役割を適正に評価するとともに、経営や生産に関連する活動に共同して参画する機会を確保するための就業環境の整備を促進していること。

家族経営協定などで各世帯員が、意欲とやり甲斐を持って経営に参画できる制度を整備している、など。

(3) 団体等表彰

団体・グループや学校など※を対象として、地域や教育の場において男女共同参画の推進に5年以上取り組んでいる。

団体活動を通じて男女共同参画社会の実現や女性の地位向上に寄与した団体・グループなど。ただし、市町村長の委嘱を受けて行っている〇〇町推進委員会は対象外とする。

※学校など…公立・私立の幼稚園、保育園、小中高、短期大学、大学、専門学校等

(4)女性のチャレンジ表彰

チャレンジとは、政策・方針決定に参画し主導的立場を担っていくことを目指すチャレンジ、新たな分野に活躍の場を広げるチャレンジ、出産・育児後等のチャレンジであり、いずれも表彰の対象とする。

女性個人、団体・グループを対象として、起業、NPO・法人等での活動など（以下「活動等」という）にチャレンジし、活動等の期間が5年以上経過していること。ただし、団体・グループのメンバーに男性がいることは対象となることの妨げにならない。

選考では、社会的貢献の度合を十分に考慮した上で、次の指標を設け審議を行い、特に優れているものを選考する。

① ロールモデル性

そのチャレンジを見た女性が自らもチャレンジしたいと思うような身近なモデルであること。

② アピール性

地域の発展に資する各種の実践的な活動にチャレンジし、特に顕著な活動をしていること。

女性の活躍する社会づくりに寄与している好事例として県民に訴えかけるものであること。

③ 先駆性

新たな分野に挑戦し、その領域を拓くなど先駆的な活躍をしていること。

従来女性の参加が少なかった、あるいはなかった分野へのチャレンジであること。

④ 将来性

今後も様々な分野において活躍が期待できるものであること。

◆女性のチャレンジ表彰に推薦する際の注意と補足

i 推薦書の「具体的な取り組み内容と推薦理由」の記載について

審議時に推薦理由が良く伝わるように、4つの各指標について様式4別紙1に記入し、それぞれ該当する項目への説明等にご留意ください。

ii 個人を対象とする県民表彰との性質の区別について

県民表彰が男女共同参画社会推進に向けた活動歴10年を要件とし、男女共同参画社会づくり功労の褒賞として表彰するのに対して、女性のチャレンジ表彰は個人・団体のチャレンジを顕彰し身近なモデルを示すために表彰する。

iii 女性の事業者を推薦する際の表彰の種類について

女性の起業あるいは事業者は、個人としてチャレンジ表彰の被候補者となることができ、企業、事業所は対象とはならない。女性起業家・事業者であっても企業の顕著な取組で被候補者とする場合は、事業者表彰において選考する。

2 要綱第4条に掲げる推薦者は、各種類の表彰について原則1件とし、すべての市町村間の均等性に配慮するものとする。また、以前に推薦した者であっても、表彰されなかった者については、再度推薦することが可能である。

3 要綱第8条に掲げる「国または県から同種の表彰」とは、次のものをいう。

(1) 国にかかわるもの

- ① 叙勲
- ② 関係大臣表彰（男女共同参画に関わる内容による）

(2) 県にかかわるもの

県政功績者表彰（男女共同参画に関わる内容による）
その他の知事表彰は考慮しない。

なお、推薦にあたって不明な点は、山梨県男女共同参画・共生社会推進統括官までお問い合わせください。

（電話：055-223-1358）